

考えられる経営形態について

道営電気事業のあり方については、直営継続または民間譲渡のほかに次に掲げる経営形態の手法が選択肢として考えられる。

● P F I 手法 ● 包括的民間委託 ● 地方独立行政法人 ● コンセッション方式

なお、これまで他の地方公営企業が電気事業のあり方を検討した結果は、直営継続、民間譲渡及び事業廃止となっており、これらの手法を導入した事例はない。

※指定管理者制度は「公の施設」（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）に該当しないことから、当該制度の適用はできないため、選択肢から除外した。

【参考資料 1：地方公営企業の抜本改革等の取組状況（総務省自治財政局公営企業課）】

1 P F I 手法（契約期間：10～30年）

民間の資金やノウハウを活用して公共施設の建設・維持管理及び運営を行わせる手法

（1）効果

- ・施設整備、維持管理に関する専門的知識を有する民間企業が事業を実施することでコストの縮減、効率化を図ることが可能。
- ・民間の事業機会を創出し、地域経済の活性化につながる。

（2）課題

- ・職員の技術承継が困難になる。
- ・発生しうるリスクを想定し、行政と民間事業者のリスク分担の取り決めを行う必要がある。
- ・企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、事前の手續きに要する業務が増え、時間も必要となる。

2 包括的民間委託（契約期間：3～5年）

従来型の委託のように実施数量や方法の明示等を指定し契約する仕様発注ではなく、一定の性能について契約することにより、施設の管理方法等の詳細については民間事業者の自由裁量に任せるような形態の委託。

（1）効果

- ・民間による補修の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等、民間企業の創意工夫による効率化が図られる。

（2）課題

- ・職員の技術承継が困難になる。
- ・運営及び管理について、ガバナンスが働かなくなる懸念がある。

3 地方独立行政法人 ※H18第1回あり方検討委員会で検討…法人による事業の経営はリスクが大きい

公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体自ら直接実施する必要がないもののうち、民間の主体に委ねた場合必ずしも実施されないおそれがあるものを効果的効率的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。

（1）効果

- ・地方自治法の財務規定等の適用がなく、契約や財務運営面での弾力的な経営が可能となる。

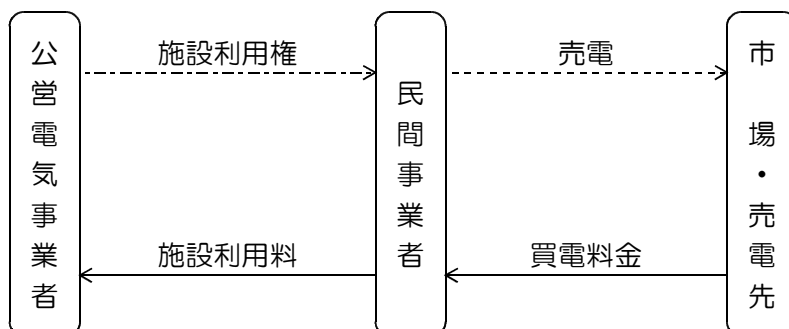
（2）課題

- ・理事長などのポスト増、評価委員会や会計監査人の設置など組織面でのコストが増加する。

4 コンセッション方式（契約期間：20～30年）

公営電気事業者が発電所を所有したまま、その施設利用権を民間事業者に付与し、代わりに施設利用料を得るもので、民間事業者は、公営電気事業者から借り受けた発電設備を用いて売電し、収益を得る。その上で、事業収益によらない一定の金額を施設利用料として公営電気事業者に支払う。

コンセッション方式のイメージ



(1) 効果

- 民間事業者に独立採算の原則のもとで事業を運営させることとなり、公営電気事業者の財政負担がなくなる。ただし、一部民間事業者が負えない業務やリスクについて公的資金を補填する必要性が生じる可能性はある。
- 民間事業者のノウハウを活かした事業の効率化を図るための施策が導入されることが期待され、公営電気事業者は民間事業者の創意工夫といったメリットを享受しながら、事業経営に対して一定の関与を確保することができる。
- 民間事業者が原則として、発電量、市場価格の変動リスクに対して責任を負う。
- 民間事業者は利用権（運営権）を担保として銀行や証券市場から資金調達を行うことが可能となる。

(2) 課題

- 職員の技術承継が困難になる。
- 利用権（運営権）を付与するにあたっては、経済条件だけではなく運営能力の見極めが必要である。
- コンセッション方式へ移行した場合は市場リスクからは切り離されるが、運営業務もなくなるため、収益水準の低下、雇用確保、将来のノウハウ蓄積といった観点からも移行に関して評価が必要となる。
- 施設状況を定期的にモニタリングする方法、体制の検討が必要である。